

世帯と人口  
4月1日現在

前月比	
人口	321,042 (-1562)
男	159,888 (-1018)
女	161,154 (-544)
世帯数	136,967 (-374)
(住民基本台帳による)	

# 広報としま

発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋 1-18-1 電話 (981) 1111 千 170 編集 広報室

ズバリお聞かせください  
981-1133  
は い い み み へ

この電話は夜間・休日でも利用できます。区政に対する意見要望・苦情をお聞かせください。  
(執務時間中は区民相談室一内線 472・475一で受けています。ご利用ください)

## おとしよりの幸せのために

### 区の方針と

### 区政モニターの意見から

四月号の「広報としま」でお知らせしたとおり、五つの重点施策を中心とした昭和四十七年度の豊島区予算が決定しましたが、今月は、この重点施策のうち第一にあげられている「老人福祉増進のための施策」について、昨年実施した区政モニターの意見と、区の施策を紹介してみよう。

#### 基本方針

最近の人口構造の変化による老人人口の圧倒的増加と、家族制度の変容による核家族化の進行や、生活様式、社会意識の移りかわりの中で、長い間社会に貢献してきた老人の座が脅かされつつあります。豊島区における六十歳以上の老人人口は、過去十年間に八千人あまり増加

し、全人口の一割近くを占めています。機械化され、複雑化された都市機構の中で、老人をとりまく環境が急速に悪化しつつあることは、社会的にも、人道的にも懸念することは許されない問題です。

まず、老人の孤独感を解消し健全で明朗な老後の生活を誘導するため、地域老人福祉施設の分散配置を促進する必要があります。

この老人福祉センターをはじめ老人福祉施設についての「区政モニター」の意見を紹介します。(なお、区政モニターの見解は、同センターの開館前、四十六年五月末に寄せられたものです)

#### 区政モニターの見解

- △老人の希望に合った設備の充実と改善が望まれるが、センターの数が不足しているの増設も必要である。
- △門所後の、合理的かつ、老人の立場にたった運営に留意すべきである。
- △老人ホームと結びついた新し



老人福祉センター娯楽室で



機能回復訓練室で

#### 区の方針と

い施設の建設もあわせて、行なうべきである。

△老人福祉センターを、保育園の数と同じ数に増加させ、区内どこでも近いセンターに行けるようにしてほしい。

△厚生会館については、館の数が少ないと思うので、児童館の一隅を、老人に利用できるように、改善したらよい。

△老人が集まり、いつでも話しあえる場所を、町会単位に増設する必要がある。

△老人福祉センターは、区内のお年寄りの方々からいろいろな相談をお受けしたり、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどお年寄りの方々へ健康で明るい生活をおくっていただくための催しを行なうところとして設置されました。

また、この施設を利用して、時事問題、交通安全、法律などの講座や、俳句、短歌、民謡、囲碁、将棋などの講習会を催すほか、各種のレクリエーション大会を開催する予定です。

#### 区政モニターの見解

老人福祉センターは、区内のお年寄りの方々からいろいろな相談をお受けしたり、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどお年寄りの方々へ健康で明るい生活をおくっていただくための催しを行なうところとして設置されました。

#### 区政モニターの見解

△老人福祉センターは、区内のお年寄りの方々からいろいろな相談をお受けしたり、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどお年寄りの方々へ健康で明るい生活をおくっていただくための催しを行なうところとして設置されました。

#### 区の方針と

今年度は「ひとり暮らし老人」を社会との隔絶から守り、慰めるため、老人の部屋と近所の家庭とをインターホンまたは応答ベルで結ぶという施策を計画いたしました。なにぶん最初六十五歳以上の対象者の一割一四十分分の取付け経費と応答者の謝礼を予算に計上しました。

#### 寝たきり老人・ひとり暮らし老人問題について

##### 区の方針

り、相談にのってやるのがよい。電話のない老人には訪問するなど、大いに活躍してもらいたい。

△相談員を町内会単位ぐらいに配置して、「ひとり暮らし老人」を訪問する。

△町単位の、老人家庭奉仕員を置いて、遠くに行かなくても老人同志が趣味などを通じての談話ができるよう面倒をみる。

△老人は、以外に近所とお付き合いを楽しみにして、友達をほしがるもので、区の指導員が出席して、気楽に遊べ、話し合える、時間とか、曜日を作ってはどうか。

△電話やテレビをつける。

△予算がゆるせば、消防署との連絡のように、ボタンを押すだけで、通話のできる装置にする。

△テレビのない老人に、テレビを贈る。

△老人施設の充実  
△親切に世話をすることは必要ですが、「ひとり暮らし老人」を一定の場所に、施設をつくり、収容することが望ましい。

△町内に集合場を一つづつ程度作る。現状では町会等の建物を、無料で利用できるように区で援助してほしい。

このほか、六十五歳以上の方を対象にした老人健康診査には千三百万円の子算を計上し、その実施期間についても、八月中旬から九月いっぱいまでに延長しました。また、老人クラブに対する助成金も増額し、他の敬老対策関係費も増額計上いたしました。

### 青少年育成運動の基本方針

## 「対策から教育へ」

—答申にもとづく育成理念の変化—

**連帯性の強化**  
**第二目標**  
 青少年の団体活動への参加促進

ただし、今年度は、昭和四十六年十一月十九日豊島区青少年問題協議会の答申「青少年の健全育成をはかる基本方針」(以下「答申」といふ)にもとづいて作成したので、その基本的考え方については大きな変化はありません。以下その点を中心にのべてみます。

**「基本的な考え方の変化」**  
**「対策から教育へ」**

昭和四十七年度の豊島区における青少年育成運動の基本方針は、昨年度に引き続いて、つぎの二点に決定しました。

**第一目標**  
 地域社会への積極的参加と

従来、青少年育成運動は、非行防止対策にみられるように青少年対策運動であったといわれます。そこでは、青少年は保護され矯正される対象としかありませんでした。しかし、青少年の自主性を真に育成するためには、そのようなおとなからの青少年に対する一方通行な対策

では不十分であり、むしろ逆効果でさえあります。ここに育成における対策的発想から教育的発想への転換の必要性がみられます。

### 基本方針のめざすもの

つぎに二つの目標のめざすものを少しのべておきます。

**第一目標は「地域社会への積極的参加と連帯性の強化」**です。が、地域社会で行なわれている諸活動(文化・体育・レクリエーション・学習など)に積極的に参加することにより、地域の連帯性の強化がはかれるという事です。これは青少年に限らず、年代各層をこえて地域住民が積極的に参加し、お互いに交流しあうことにより、いっそう推進されるものです。また、各地域がその実情に即しながら自主的に統一ある組織として活動することが必要でもあります。

**第二目標は「青少年の団体活動への参加促進」**ですが、これは、青少年の自主性を最大限に生かす形で行なわれる必要があり

ます。青少年が団体活動を通じて人格形成をはかっていくことは、いっそう大切なことですが、いっそう大切にして活動に青少年を参加させるといふことでは、真の自主性を育てることにはなりません。むしろ活動の企画段階から青少年に積極的に参加させることが必要です。したがって、青少年が自分たちで企画し、実行するという体験をあげることができるよう、関係者は条件を整備することに努める必要があります。そのためには、青少年との直接的な接触合いの中で、必ずしも啓蒙につとめることが要求されます。また、青少年のための施設の利用を積極的に呼びかけることも大切です。

ついでに、建築物用地下水の採取の規制に関する法律によって制限が定められています。

**【規制の強化】**

振動の規制基準の設定  
工場や指定作業場などから発生する振動を規制するための規制基準が定められました。

区域の区分	時間の区分	鉛直方向の振動(単位:デシベル)	水平方向の振動(単位:デシベル)
第一種区域(住居地域)	午前八時から午後七時まで	六五	七〇
	午後七時から午後八時まで	六〇	七〇
第二種区域(商業地域)	午前八時から午後八時まで	七〇	八〇
	午後八時から翌日午前八時まで	六五	七五

**公害防止条例が改正**  
 —公害防止条例が改正—  
 東京都公害防止条例および同施行規則の一部が改正され、四月一日から施行されました。

# 公害防止を強化

この改正では、公害の防止がさらに強化されていますが、その主な内容はつぎのとおりです。

- 規制範囲の拡大
- 指定作業場として追加されたものに規制を受けることになりました。
- ガソリンスタンドおよび液化石油ガススタンド
- 自動車洗車場(動力を使用する)

その他の規制基準の強化  
工場から発生するホルマリン塩素、カドミウムおよび鉛について排出規程が定められたほかばい煙や汚水の規制基準が改訂されました。

揚水施設の吐出口の大きさ  
二平方センチメートル以下  
ストレーナの深さ  
五〇〇メートル以深  
なお、吐出口の断面積が六平方センチメートル以下のものはこの制限から除外されますが、工場以外の暖房、水洗便所、洗車または公衆浴場のために用水を地下から汲みあげる施設に

**【新たに必要となつた手続き】**  
**指定作業場既設届**  
 新しく指定作業場となったガソリンスタンド、めん類製造場豆腐または豆製品製造場などを本年四月一日現在すでに設置しているときは、四月一日から六十日以内に「指定作業場既設届」を区長に提出しなければなりません。

**【新たに必要となつた手続き】**  
**指定作業場の設置・変更の届出**  
 新しく指定作業場となったガソリンスタンドなどを本年四月二日以後に設置し、または変更するときは「指定作業場設置・変更届」を区長に提出することが必要です。

**【新たに必要となつた手続き】**  
**地下水揚水施設既設届**  
 本年四月一日現在すでに工業用水を地下から汲みあげる施設を設置しているときは、四月一日から六十日以内に「地下水揚水施設既設届」を区長に提出しなければなりません。

**【新たに必要となつた手続き】**  
**指定作業場の設置・変更の届出**  
 新しく指定作業場となったガソリンスタンドなどを本年四月二日以後に設置し、または変更するときは「指定作業場設置・変更届」を区長に提出することが必要です。

**【新たに必要となつた手続き】**  
**地下水揚水施設既設届**  
 本年四月一日現在すでに工業用水を地下から汲みあげる施設を設置しているときは、四月一日から六十日以内に「地下水揚水施設既設届」を区長に提出しなければなりません。

**【新たに必要となつた手続き】**  
**指定作業場の設置・変更の届出**  
 新しく指定作業場となったガソリンスタンドなどを本年四月二日以後に設置し、または変更するときは「指定作業場設置・変更届」を区長に提出することが必要です。

**【新たに必要となつた手続き】**  
**地下水揚水施設既設届**  
 本年四月一日現在すでに工業用水を地下から汲みあげる施設を設置しているときは、四月一日から六十日以内に「地下水揚水施設既設届」を区長に提出しなければなりません。

**【新たに必要となつた手続き】**  
**指定作業場の設置・変更の届出**  
 新しく指定作業場となったガソリンスタンドなどを本年四月二日以後に設置し、または変更するときは「指定作業場設置・変更届」を区長に提出することが必要です。



新しく指定作業場となったガソリンスタンドなどを本年四月二日以後に設置し、または変更するときは「指定作業場設置・変更届」を区長に提出することが必要です。

**告知板**

**くちばん**  
 47年5月から12月までの間の毎月第一、第四金曜(年間16回)  
 午前10時から11時40分まで

**告知板**  
 6月1・2・5日  
 6月8・9・12日  
 6月13・15日  
 6月18・19日(急)に申込書を直接文化係(区民センター5階)へ提出してください。定員(四コースともに各20名)になり次第締め切ります。

**告知板**  
 47年5月19日(急)に申込書を直接文化係(区民センター5階)へ提出してください。定員(四コースともに各20名)になり次第締め切ります。

**告知板**  
 47年5月19日(急)に申込書を直接文化係(区民センター5階)へ提出してください。定員(四コースともに各20名)になり次第締め切ります。

**募集**

△区職員  
 若手名  
 △勤務場所 心身障害者施設  
 △資格 保育の資格を有する満四十歳未満の方  
 △給与など 区の正規職員と同じ  
 △希望者は、履歴書持参のうえ、職員課人事係(内線214)へ。  
 △調査者講座  
 今回のテーマは「食品添加物と純正食品」・日時 5月12日  
 午後1時30分・場所 区民センター1第2会議室・講師 国際農医学会―香取宏明氏・参加資格 区内におすまひの消費者 50名  
 ・5月1日から電話で消費経済係(内線289・290)へどうぞ。

△6ミリ発声機写機操作講習会  
 ・期日 5月29・30日  
 ・一回目 6月8・9・12日  
 ・二回目 6月13・15日  
 ・時間 二、二回とも  
 昼の部 午後2時から  
 夜の部 午後5時から  
 午後6時から  
 午後9時まで

△申込 5月19日(急)に申込書を直接文化係(区民センター5階)へ提出してください。定員(四コースともに各20名)になり次第締め切ります。

### 「区のお知らせ」を収めた 「声の広報」お届けします

録音テープ

区の最重要施策である福祉事業については、できる限りの援護対策に力を注いでまいりました。とくに目の不自由な方のために開設した「ひかり文庫」は多くの利用者から大変好評を得ています。

今年度は、その第二弾として「区のお知らせ」を録音テープに収めた「声の広報」を毎月一日に発行することになりました。内容は、おもに本紙「広報」としま」に掲載中の記事から選んで吹き込んであります。なお緊急にお知らせを必要とするときは特集号の発行を予定しています。

☆お申込みは電話でもOK：  
貸出し方法は、東池袋の一丸の一豊島図書館「ひかり文庫」(内線47)で扱っています。利用されたい方は、電話でも郵送でも結構です。

☆お申込みは電話でもOK：  
貸出し方法は、東池袋の一丸の一豊島図書館「ひかり文庫」(内線47)で扱っています。利用されたい方は、電話でも郵送でも結構です。



お宅までお届けします  
お宅までお届けします  
お宅までお届けします

### 47年度 区政モニターを委嘱

#### 区民参加の区政へ

区では、区政に対するみなさんの声を聴き、区政の効果的な推進をはかるために、さる四月二十二日(土)に昭和四十七年度区政モニターを四十名委嘱しました。

この制度は、少数特定者を通じて継続的に住民の意向を吸い上げようとするもので、今後区政モニターの体験や見聞を通しての有意義な成果が期待されています。

なお、同日、区政モニターに委嘱された方々はつぎのとおりです。(敬称略・町丁目順)

- 藤井 ハナ 駒込1の4の3
- 小林 一郎 〃 4の3の4
- 小内 啓司 〃 6の24の2
- 宮崎 雅夫 西巣崎4の19の6
- 沢木 敏子 北大塚1の13の21
- 大山 美代子 〃 1の27の7
- 相馬 泰子 〃 3の19の4
- 佐藤 純一 南大塚3の21の8
- 永井 民子 〃 3の23の3

### 地域地区改正について

#### 説明会を開きます

地域地区というものは、都市を区域ごとに住宅地、商業地、工業地などに区分し、その中で建築物を建てる場合にお互いが守らなければならないルールを定めることによつて、都市を住みよい、働きよい街に保つていくという制度です。

豊島区では、その指定替えにあたり、審議会を設け、積極的に区民のみなさんの意見を取り入れながら作業を進めていく方針ですが、それとともに、審議会が作成したその案の説明会をつぎの日程で開きます。

ご自分の住む街をどういう環境にしたいのかという大切な問題ですので、みなさんが多数ご出席くださるようお待ちしております。

なお、地域地区のことについておわかりにならない点は、区役所建築課(内線302)にご遠慮なくおたずねください。

### 住民生活の姿を描く 資料収集に「協力」を 「豊島区史編さん」始まる

ことしは、十月一日をもって豊島区が誕生してから四十周年を迎えるという、有意義な年にあつています。

このため区では、四月一日に「豊島区史編さん室」を設け、区民のみなさんが親しみ、そして進んで読んでいただけるような編集内容にしよつと、その資料収集に取り組んでいます。つきましては、明治・大正から戦前・戦後の写真、日記

および家計簿類、  
古い日記、  
お持ちになつてい  
る所蔵品を知つてい  
るような方がいら  
っしゃつたら、こ  
の際ぜひ当室まで  
お知らせください。  
係員が早速お  
伺いいたします。  
より充実した区史  
が刊行できるよ  
う、区民みなさん  
の積極的な協力  
をお願いいたし  
ます。

東池袋一〇〇の一〇  
豊島区民センター内  
「豊島区史編さん室」  
981-1111(内線74)

開催場所	所在地	開催月日	開催時間
小学校	1-1	5月16日(火)	午後6時30分
小学校	1-4	17日(水)	〃
小学校	2-1	18日(木)	〃
小学校	2-4	19日(金)	〃
小学校	3-1	22日(月)	〃
小学校	3-4	23日(火)	〃
小学校	4-1	24日(水)	〃
小学校	4-4	25日(木)	〃
小学校	5-1	26日(金)	〃
小学校	5-4	29日(月)	〃
小学校	6-1	30日(火)	〃

### 生業資金を お貸しします

この資金は、これから事業をはじめようとする方、現在事業をしていながら他の金融機関から資金を借りられない方を対象に融資する資金で、つぎのすべてに該当する方にお貸しします。

- ①豊島区内に一年以上住んでいて、主としてこの資金による職業で生計をたてる人。
- ②事業計画が具体的で、すぐに事業ができて、またはすでに事業を営んでいること。
- ③四十六年度の住民税を完納していること。(ただし、法令により課税されなかった人を除きます。)
- ④豊島区内に確定な保証人が一人いること。
- ⑤都または区から資金を借りた人は、その元利を返済していること。
- ・受け付け期間  
五月一日から五月十五日まで
- ・貸付限度額  
一貸付二十万円(特に必要と認められる場合は三十万円まで)
- ・返済期間  
六か月の据置期間を含み五年以内
- ・利率と返済方法  
年利三・六五パーセント(日歩一銭)
- ・月賦返済(据置期間無し)
- ・申込みとお問い合わせはつきぎへ  
福祉課管理係(内線316・356)

### 催し

- レコードコンサート  
毎週水曜日午後6時から8時まで  
区民センター5階音楽室で、  
5月10日音楽評論家門馬直美氏の解説による「メンデルソーン木上の音楽」「交響曲第1」「マカベウスのユネ」17日は音楽評論家永田文夫氏の解説による「ヨーロッパ交響曲集 31日はヘルマンブラク他の北による「世界の民謡を訪ねて」です。お気軽にどうぞ。
- 成人大学開講  
日本文学講座 時給日記  
講師 日本女子大学教授  
上村悦子先生  
○日時 5月15・22・29日6月5  
12・19・26日  
午前10時から12時まで  
○場所 五月(税関会館)  
六月(区民センター)  
○定員 10名(先着順)  
○資格 区内在住の25歳以上の方(全期間を通して受講できる方を望みます)  
○申込み 5月1日から申込書を窓口または郵送でお出しください。  
○問い合わせ 社会教育第一係(内線6・41)
- 美術教室開設  
○期間 5月9日(火)から7月下旬まで  
○時間 午後6時から8時30分  
○ところ 区立青年館  
○参加資格 豊島区在住在勤の方(18歳以上)  
○受講料 無料(教材費は自己負担)  
○科目 日本画(教材費500円)洋画(同500円)彫刻(同500円)染色(同300円)深芸(同500円)陶芸(同700円)  
○申込み 4月26日(水)午前10時から午後7時まで先着順で。(教材費をそえてください)

### こくちばん・告知板

- △期間 5月9日(火)から7月下旬まで
- △時間 午後6時から8時30分
- △ところ 区立青年館
- △参加資格 豊島区在住在勤の方(18歳以上)
- △受講料 無料(教材費は自己負担)
- △科目 日本画(教材費500円)洋画(同500円)彫刻(同500円)染色(同300円)深芸(同500円)陶芸(同700円)
- △申込み 4月26日(水)午前10時から午後7時まで先着順で。(教材費をそえてください)

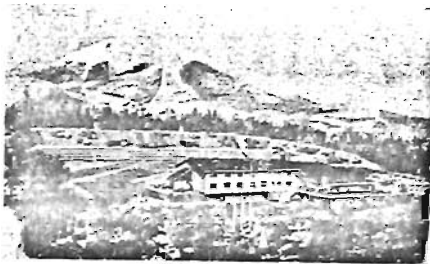
### 街頭都民相談

5月12日(金)午後1時から3時まで

国電東横駅前交番

※都政・区政や法律・交通事故の相談をお受けします

東京都豊島区役所



猪苗代青少年センター着工

区では、公害や騒音に悩む都会を離れ、大自然の中で青少年の健全育成をはかることを目的として、福島県猪苗代町にスポーツレクリエーションの基地として、青少年センターを建設しています。その起工式がさる4月6日午後現地地元および区の関係者が出席して行われました。

#### 〔施設の規模〕

敷地 24,800平方メートル  
建物 鉄筋コンクリート造  
地下1階 地上2階  
建築面積 延1,339平方メートル  
集会所、研修室、食堂、事務室、浴室、宿泊室(定員8室64名)など。完成は11月末の予定です。

この調査は「商店の同勢調査」ともいわれ、販売活動や商品の流れなどを明らかにするもので、五月一日現在で全国の商店をもれなく調査します。

### 商業統計調査に ご協力を



### 「ママの休日」で 楽しい一日を

区では、行楽の機会に恵まれないお母さん方を新宿コマ劇場へつぎのとおり無料招待します。なお、お弁当・お菓子は区で用意します。

- とき 六月十八日(日) 午前十一時
- ところ 新宿コマ劇場
- 催し物 美空ひばり特別公演
- 定員 五百名
- 対象 生活保護世帯・母子世帯などのお母さん(おおむね年齢六十歳未満)と子ども(小学六年生まで一名)
- 申込み 五月二十七日までに、お近くの民生委員までお申込みください。

「ママの休日」で楽しい一日を過ごすお母さん方を、五月五日(金)午後一時三十分から、高田児童館で「春の子供まつり」を開催します。

「春の子供まつり」は、五月五日(金)午後一時三十分から、高田児童館で開催します。お母さん方もご参加ください。

学校	利用できる日	時間	種目	使用料	利用方法
体育館	個人利用	第1日 日曜日 9:00~17:00	バドミントン	無料	個人利用日 直接学校へ行き、個人使用簿に記入のうえ、指導員の指示に従って使用してください。
	個人利用	第2日 日曜日 9:00~17:00	バスケットボール	無料	個人利用日 直接学校へ行き、個人使用簿に記入のうえ、指導員の指示に従って使用してください。
	個人利用	第3日 日曜日 9:00~17:00	バレーボール	無料	個人利用日 直接学校へ行き、個人使用簿に記入のうえ、指導員の指示に従って使用してください。
	個人利用	第4日 日曜日 9:00~17:00	卓球	無料	個人利用日 直接学校へ行き、個人使用簿に記入のうえ、指導員の指示に従って使用してください。
中学校	団体貸切	第5日 日曜日 9:00~17:00	バドミントン	1時間 昼 70円 夜 100円	団体貸切 事前二、体育課管理係へ申し込み、使用許可を受け、当日、学校の管理員に提示し、使用してください。
	団体貸切	水・土曜日 18:00~21:00	バレーボール	1時間 昼 70円 夜 100円	団体貸切 事前二、体育課管理係へ申し込み、使用許可を受け、当日、学校の管理員に提示し、使用してください。
小学校	個人利用	第2日 日曜日 9:10~10:30	陸上競技	無料	使用希望日の属する月の1月前の1日から受付します。
	個人利用	第4日 日曜日 10:30~17:00	サッカー	無料	使用希望日の属する月の1月前の1日から受付します。
庭	個人利用	第1・3日 日曜日 13:00~17:00	少年サッカー	無料	(少年野球)
	個人利用	第1・3日 日曜日 9:00~13:00	少年野球	1時間 50円	チーム登録をし、登録証の交付を受けて、使用申込みをしてください。

区では、体育施設の不足を補うために、区立中学校の施設を一般のスポーツ利用に開放して、課管理係(内線333)へお問い合わせください。

区立中学校の施設でスポーツを。お問い合せと申込みは、体育課管理係(内線333)へお問い合わせください。

納め忘れの保険料は6月30日までに。未納期間の保険料は六月三十日までに納めないとならないことにご注意ください。

種痘	ジフテリア・百日せき・破傷風混合接種会場	種痘	種痘	種痘	種痘	種痘	種痘
1期1回目	5月12日	1期2回目	6月2日	2期1回目	6月12日	2期2回目	6月19日
	5月18日		6月8日		6月15日		6月22日
							7月6日

注：小児まひ生ワクチンは集団会場では服用できませんのでご注意ください。

告知板・こくちばん。お問い合せは体育係(48)へ。

告知板・こくちばん。お問い合せは体育係(48)へ。